

ICHIKAWA CITY

Kindergarten Information



幼稚園利用の
ご案内

目次

1. 幼稚園について.....	- 1 -
2. 利用申し込みの流れ.....	- 3 -
3. 無償化の概要.....	- 4 -
4. 無償化の給付認定申請について.....	- 8 -
5. こんな時は必ず申請してください.....	- 12 -
6. 特別支援が必要な子について.....	- 13 -
7. 幼稚園等一覧.....	- 15 -
8. 問い合わせ先.....	- 18 -

幼稚園の始まり

世界最初の幼稚園は、1840年にドイツ人のフリードリヒ・フレーベルによって「一般ドイツ幼稚園」が設立されたことが始まりと言われています。この施設は、小学校にあがる前の幼児のための学校（kindergarden：“子どもたちの庭”）と位置づけられました。フレーベルの教えはその後の幼稚園教育の基礎となり、フレーベルは「幼児教育の父」といわれています。

日本では、1875年(明治8年)に京都の小学校に開設された「幼稚遊嬉場」がフレーベル流の幼稚園を模範として設けられたようですが、一年半ばかりで廃止されました。次いで1876年(明治9年)に3歳以上の幼児教育を行う施設として開園した「東京女子師範学校附属幼稚園」（現在のお茶の水女子大学附属幼稚園）が日本での幼稚園の始まりと言われています。

その後、全国的な幼稚園の広がりに伴い、制度的基盤を明確にするとともに以降の幼稚園の普及と発達を策定する為に、1926年(大正15年)に「幼稚園令」が公布されています。幼稚園令では、幼稚園に保育所的性格をもたせようとした方針が盛り込まれていましたが、この趣旨は実際には実現しなかったようです。

幼稚園の保育項目は、「遊戯、唱歌、観察、談話、手技等」とされ、教育内容もこれまでと大きく変わり、机の前に座って学ぶという教育から、子ども目線に立った教育、遊びを通じた教育となっていきました。戦後には1947年(昭和22年)に学校教育法（教育基本法）が制定されていきます。

※出典：文部科学省の「学制百年史」

(https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317552.htm)

なお、市川市に現存する幼稚園で、最も歴史が古い園は、昭和9年に設立された「日出学園幼稚園」です。昭和32年には「市川市私立幼稚園協会」が設立され、今も市川市と私立幼稚園との連携を図っていただいています。



1. 幼稚園について

(1) 幼稚園とは

幼稚園は、小学校や中学校と同じ「学校」です。3歳から小学校入学前までの子どもが、全国共通の教育課程の基準（「幼稚園教育要領」）に基づく教育を受けられます。

幼稚園では、遊びを大切にしている教育を行っています。この時期に思い切り遊ぶことで、その後の学びや創造性が豊かになるといわれています。これらの「遊び」は、子どもの将来にとって重要な学習で、義務教育やその後の教育の基礎を培い、すこやかな成長と心身の発達を助けます。

(2) 市川市にある幼稚園等

各幼稚園等の一覧は、15 ページ以降を確認してください。

市立幼稚園	学校教育法に基づき市川市が設置し、運営する学校教育施設です。
私立幼稚園	学校教育法に基づき知事の認可を受けて設置し、学校法人などが運営する学校教育施設です。教育内容や利用料などの費用は、幼稚園によって異なり、独自の特色を活かしたカリキュラムを組み、創意工夫のある教育・保育を行っている園がたくさんあります。 私立幼稚園は、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）に移行している幼稚園（施設型給付園）と、移行していない幼稚園（私学助成園）があります。
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。 認定こども園には、以下の4つがあります。 <ul style="list-style-type: none">○ 幼保連携型 幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を持つ施設○ 幼稚園型 認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を持つ施設○ 保育所型 認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を持つ施設○ 地方裁量型 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を持つ施設 <p>※ 認定こども園の認定を受けても、幼稚園や保育所等の位置づけは失いません。</p> <p>※ 幼稚園部分のみ利用(1号利用)の場合は、1日4時間程度の幼児教育が受けられます。</p>

※ その他、知事の認可は受けていないものの、市川市が幼稚園に準ずる施設として認可している「幼稚園類似施設」があります。

(3) 幼稚園の概要

	市立幼稚園	私立幼稚園・認定こども園(1号)	
対象年齢	4歳児から (2年保育)	3歳児から (3年保育) ※一部の園では、満3歳児クラスあり。	
教育時間	9:00～14:00 ただし、水曜日は午前保育(9:00～11:30) ※土・日・祝日はお休みです。長期休み(夏休み・冬休み・春休み)があります。	おおむね 9:00～14:00 ※園により短縮日課がある場合があります。 ※教育時間前後で子どもを預かる「預かり保育」を実施している園もあります。	
入園料	なし	園により異なります。	
利用料	無償 ^{※1}	新制度に移行した 私立幼稚園・認定 こども園 (施設型給付園)	無償 ^{※1}
		新制度に移行して いない私立幼稚園 (私学助成園)	園により異なります。 (月額 25,700 円を上限に無償化 ^{※1} の給付を受けることができます。)
園区	あり	なし	
給食	なし	一部の園で実施 ^{※2}	
通園バス	なし	一部の園で実施 ^{※2}	
預かり保育	なし	一部の園で実施 ^{※2} (各園で定員があります。)	
特別支援	特別支援学級があります。	園により異なります。	

※ 1 幼児教育・保育の無償化については、4 ページ以降を確認してください。

※ 2 実施している園については、16 ページ以降の私立幼稚園一覧を確認してください。

※ 幼稚園ではなく、保育所(保育園のことをいいます。)や認可外保育施設等の利用案内については、市公式 Web サイトに掲載しています。

保育施設利用のご案内



2. 利用申し込みの流れ

※ 必ず希望する園に、手続き方法・期日等を確認してください。

利用条件等の確認



利用を希望する園について、あらかじめ利用条件等を確認してください。
また、多くの園で説明会を実施しています（例年10月頃）。
見学を希望する場合は、事前に日時等について園と相談してください。

入園願書（申請書）の受け取り

入園希望園の配布期間中に願書を受け取りに行きます。
（市立幼稚園・新制度移行園に関しては、入園願書と一緒に
給付認定申請書類が配布されます。）

4月入園の場合、
10月中旬頃から願書を
配布している園が
多いです。

入園願書（申請書）の提出



受付日時に必要書類を園に提出します。

入園選考



親子面接や抽選等、選考方法は幼稚園によって違いがあります。

入園内定

入園前に制服や教材、その他の準備があります。

無償化の給付認定申請



利用料等の無償化に
必要な手続きです。
詳しくは、4ページ以降
を参照してください。

認定申請に必要な書類を、入園内定した園またはこども施設入園課へ提出します。
（市立幼稚園・新制度移行園に関しては、入園願書の提出時に一緒に提出）

給付認定決定通知書の交付

市より園を通じて、給付認定決定通知書が交付されます。
（市立幼稚園・新制度移行園に関しては、直接保護者へ送付）

園との利用契約・利用開始

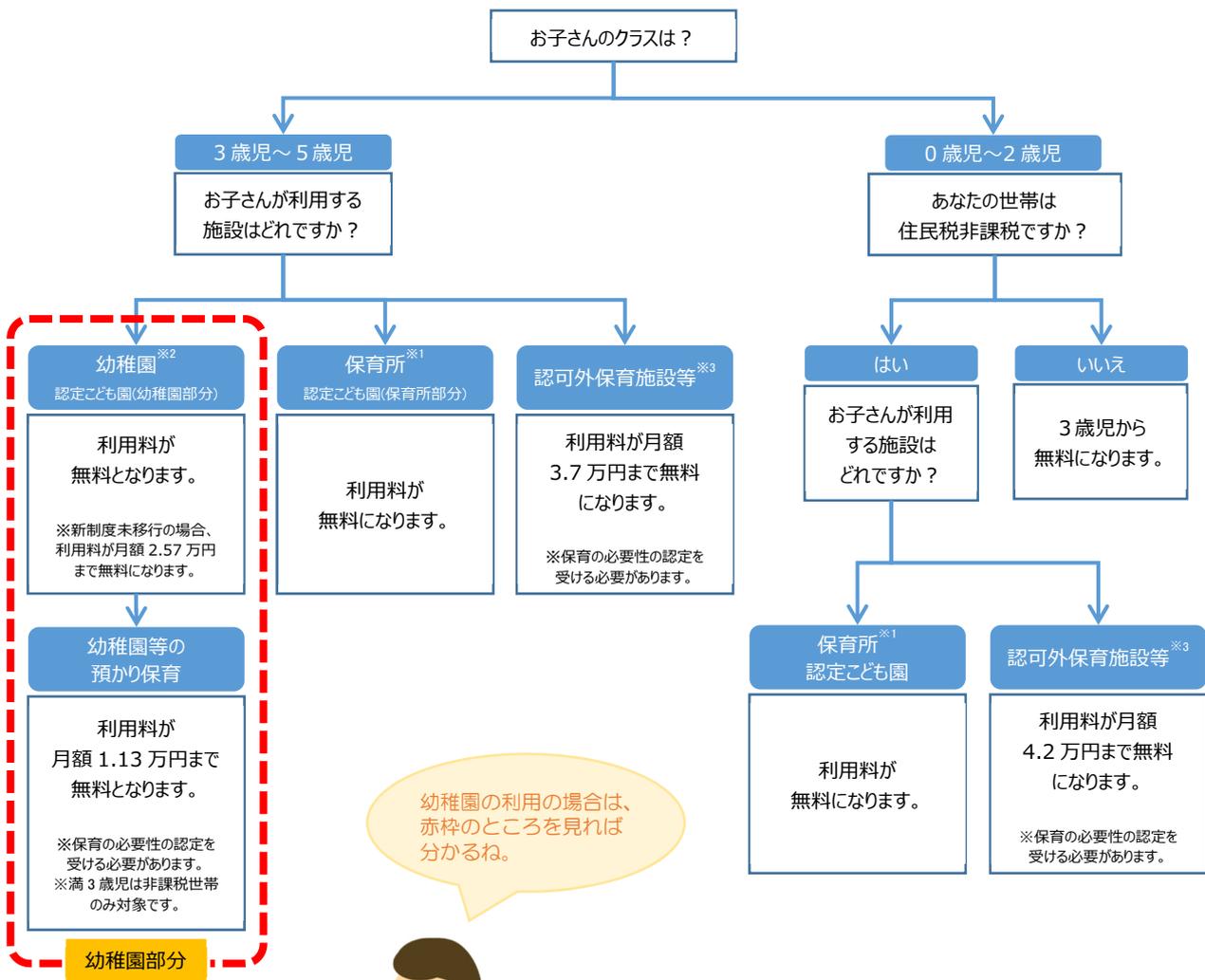


3. 無償化の概要

令和元年10月開始の幼児教育・保育の無償化により、満3歳児～5歳児クラスまで月々の利用料が無償化されるとともに、以下に該当する場合は、入園料、預かり保育料、給食費（食材料費）の一部が無償化されました。

この無償化の対象になる前提として、給付認定を受ける必要があります。市川市外の幼稚園を利用する場合も認定が必要です。申請手続きについては8ページをご確認ください。

【幼児教育・保育の無償化フローチャート】



- ※1 地域型保育も対象です。
- ※2 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）のみ、満3歳から無償化の対象となります。
- ※3 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業が対象です。
なお、認可保育所等を併せて利用している場合は対象となりません。

【無償化の対象範囲】

	認可 保育所等	・市立幼稚園 ・新制度移行幼稚園 ・認定こども園		新制度に移行していない幼稚園 (私学助成園)		認可外 保育施設等
		教育時間	預かり保育	教育時間	預かり保育	
3歳児 ～5歳児	対象※ (2号) 市民税 非課税 世帯	対象 (1号)	対象※ (新2号) 上限 11,300円	対象 (新1号) 上限 25,700円	対象※ (新2号) 上限 11,300円	対象※ (新2号) 上限 37,000円
満3歳児		対象 (1号)	対象外	対象 (新1号) 上限 25,700円	対象外	対象外
0歳児 ～2歳児		対象 (1号)	対象※ (新3号) 上限 16,300円	対象 (新1号) 上限 25,700円	対象※ (新3号) 上限 16,300円	対象※ (新3号) 上限 42,000円
	対象※ (3号)	幼稚園部分				市民税非課税世帯 のみ対象※ (新3号) 上限 42,000円

※ … 保育の必要性がある場合に対象

【幼稚園に係る認定区分】

- 教育時間部分のみ利用する場合
1号 (教育・保育給付認定) または 新1号 (施設等利用給付認定)
- 預かり保育を利用する場合 (※保育の必要性あり)
新2号 (施設等利用給付認定)
 (※満3歳児で市民税非課税世帯は 新3号 (施設等利用給付認定))

通う施設や、利用するサービス、クラス年齢などで認定区分が違うんだね。



【クラス年齢について】 年齢別クラスは次のとおりです。

クラス	説明
満3歳児	4月1日時点で2歳の子で、3歳の誕生日から当該年度の3月31日までの子 (※満3歳児クラスを設置していない幼稚園もあります。)
3歳児 (年少)	4月1日時点で3歳の子 (当該年度中に4歳になる子)
4歳児 (年中)	4月1日時点で4歳の子 (当該年度中に5歳になる子)
5歳児 (年長)	4月1日時点で5歳の子 (当該年度中に6歳になる子)

(1) 利用料について

子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園および認定こども園(1号利用)の教育時間部分に係る月々の利用料はかかりません。

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園(私学助成園)については、利用料が上限25,700円まで補助されます。この利用料分は、市から幼稚園へお支払い(法定代理受領)しているため、幼稚園は、利用料25,700円分を各保護者から徴収しないことになります。

月の利用料が25,700円を超える場合は、その差額が幼稚園に納める保護者負担分です。

月の利用料が25,700円に満たない場合、入園料も無償化の対象です(入園料が発生している年度のみ)。

(例1) 月の利用料が25,700円を超える場合

・利用料：27,000円

⇒実際の保護者負担額

$$27,000円 - 25,700円 = 1,300円$$

(保護者は1,300円を幼稚園へ支払います。)



(例2) 月の利用料が25,700円に満たない場合で、入園料が発生している年度の場合

・入園料：120,000円

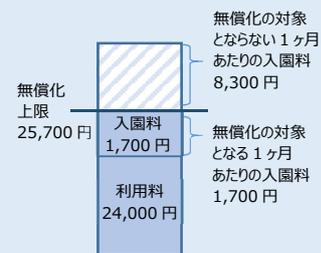
・利用料：24,000円(上限との差：1,700円)

⇒実際の保護者負担額

$$120,000円 - (1,700円 \times 12ヶ月) = 99,600円$$

(保護者は、入園料が減額されるか、あとから

1,700円×12ヶ月分が幼稚園より返金されます。)



※途中で退園した場合や引っ越しに伴う転出等で、在園日数が1ヶ月を満たさない場合、市から幼稚園に給付する額は、その月の在籍日数に応じた日割り額となります。そのため園が定める月額利用料との差額分を幼稚園から保護者へ請求する場合があります。

(2) 預かり保育料について

預かり保育とは、幼稚園が通常の教育時間外に子どもを預かることを言います。保護者のリフレッシュを目的に実施するものや、就労していても幼稚園に通わせることができる「就労支援型預かり保育」を実施している園があります。預かり保育料は各幼稚園によって異なります。

預かり保育に係る無償化の給付を受けるには、保育が必要とされる給付認定(新2号 or 新3号認定)を受ける必要があります(詳細は、8ページをご確認ください)。

給付額は、新2号(3歳児クラス～5歳児クラス)は月額11,300円まで、新3号(満3歳児クラスで市区町村民税非課税世帯)は16,300円まで無償化されます(いずれも日額上限450円)。

預かり保育料の無償化給付は、幼稚園に預かり保育料をお支払いただいた後、3ヶ月分まとめて、幼稚園経由または直接市へ申請・請求していただきます。

(例 1) 預かり保育料が 600 円、利用日数が 15 日×3 ヶ月の場合

⇒無償化の対象額は 1 日 450 円までです。

無償化対象額 : 450 円×15 日×3 ヶ月 = 20,250 円

(保護者は、幼稚園へ 3 ヶ月分 27,000 円支払った後、20,250 円を市に申請・請求します。)

(例 2) 預かり保育料が 450 円、利用日数が 27 日×3 ヶ月の場合 (新 2 号認定)

⇒無償化の対象額は 1 ヶ月 11,300 円までです。

無償化対象額 : 11,300 円×3 ヶ月 = 33,900 円

(月額 11,300 円を超えた部分は、市に申請・請求できません。)

(3) 補足給付 (食材料費の補助) について

子ども・子育て支援新制度に移行していない私学助成園 (特別支援学校を除く) の利用者の教育時間に提供される給食にかかる費用のうち、副食費 (給食費から、ごはん・パン等の主食を除いたおかず・おやつ分の食材料費。人件費・光熱水費は除きます。) について、年収 360 万円未満相当世帯 (市民税所得割額 77,100 円以下等) のお子さんと、第 3 子以降のお子さんを対象として、月額上限 4,500 円まで市が補助します。

補足給付は、幼稚園に給食費をお支払していただいた後、3 ヶ月分まとめて、幼稚園経由または直接市へ申請・請求していただきます。

なお、新制度移行園 (施設型給付園) または認定こども園を利用する以下の対象者については、副食費が免除されます。

【対象者】 市川市在住者で、次のいずれかの要件を満たす方

- ① 生活保護世帯の子ども
- ② 市民税非課税世帯の子ども
- ③ 市民税所得割額 77,100 円以下の世帯 (年収 360 万円未満相当世帯) の子ども
- ④ 所得に関わらず、小学校 3 年生までのお子さんから順に数えて第 3 子以降の子ども
- ⑤ 児童福祉法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている子ども

(4) その他の費用について

無償化給付の対象外として、通園送迎費、行事費、制服代、教材費等の入園準備用品等の実費が別途かかる場合があります。詳しくは、入園を希望する幼稚園に確認してください。

4. 無償化の給付認定申請について

(1) 申請に必要な書類

給付認定を受けるためには、事前に市川市から認定を受けることが必要です（※遡って認定することはできません）。認定結果に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことを確認のうえ、提出してください。

また、提出した書類は返却できませんので、必要に応じてコピー等をとって保管してください。書類に不明な点がある場合は、市から電話等で内容を確認することがあります。

きょうだい児がいる場合は、原則、同じ保護者で申請してください。

① 新制度移行園（施設型給付園）・認定こども園（教育時間のみ利用）

	必要な書類	
1	市川市教育・保育給付認定申請書	様式第 1 号
教育時間に加え、預かり保育を利用する場合（新 2 号・新 3 号）		
	必要な書類	
2	市川市子育てのための施設等利用給付認定申請書	様式第 15 号の 5
3	保育の必要性を証明する書類等	9 ページ参照

② 新制度に移行していない園（私学助成園）を利用する場合

	必要な書類	
1	市川市子育てのための施設等利用給付認定申請書	様式第 15 号の 5
教育時間に加え、預かり保育を利用する場合（新 2 号・新 3 号）		
	必要な書類	
2	保育の必要性を証明する書類等	9 ページ参照

ちょっとコラム

「人気の幼稚園はどこですか？」

市役所に相談に来られる方からよくあるご質問です。

これから大切な子を預ける未知の施設ですから、確かに気になりますよね。

でも、人気があるかないか、という考えよりも、各家庭の子育て観を大切に、どのような環境で子どもを育てたいか、大切にしたい優先順位を考えて園選びすることをお薦めしています。

また、ネット情報や口コミは、あくまで発信している方の主観です。全てを鵜呑みにせず、ぜひ説明会などを利用し、ご自身で園に足を運んでみてください。そのうえで各家庭・お子さんに合う園を選択してみたいかがでしょうか。



(2) 保育の必要性の確認（預かり保育を利用する場合）

① 保育の必要性を証明する書類

<対象者>：父、母、同居の内縁の夫・妻

※世帯分離していても同一住所または同一建物、マンション等に住んでいる場合は同居とみなします。

※それぞれの証明書について、取り寄せに時間がかかる場合があります。余裕を持って準備してください。

	事由	認定期間	必要な書類
1	就労 ※月 64 時間以上の労働 (実勤務時間)	左記の事由が継続すると見込まれる期間	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書(市指定) ※自営の方の場合は、以下のいずれかの書類も提出 <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書のコピー(開業 1 年以上) ・開業届のコピー(開業 1 年未満) ※変則就労の場合は、以下の書類も提出 <ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月分のシフト表(1日当たりの就労時間および月の就労日数が分かるもの) ※有期雇用の場合で、原則更新されることが確認できない場合は、更新の都度提出が必要です。 ※単身赴任(海外含む)の場合も提出が必要です。
2	妊娠・出産	出産予定月とその前後 2ヶ月の計 5ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳のコピー (表紙および分娩予定日のページ)
3	保護者の疾病・障がい	左記の事由が継続すると見込まれる期間	<ul style="list-style-type: none"> ・医師からの診断書(市指定) または障害者手帳のコピー
4	介護・看護 ※月 64 時間以上	左記の事由が継続すると見込まれる期間	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・看護・付添状況申告書(市指定) ・被介護者の診断書(市指定)、介護保険被保険者証のコピー、または障害者手帳のコピーのいずれか
5	災害復旧	災害復旧が完了すると見込まれる期間	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書等
6	求職活動	2ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動申告書(市指定) ※2ヶ月以内に就労を開始したうえで、「就労証明書」の提出が必要です。
7	就学 ※月 64 時間以上	卒業予定日または修了予定日が属する月の月末まで	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書 ・時間割表
8	虐待や DV のおそれ	左記の事由が継続すると見込まれる期間	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関からの証明書
9	上の子を保育施設等に預け、下の子の育児休業を取得されている場合	育児休業期間終了日の月末まで	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書(市指定) ※育児休業期間が記入されていること ※出産後に証明されていること

② その他状況に応じて必要な書類

	申請時の状況	提出書類等
1	ひとり親世帯、両親不存在	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯状況申立書(市指定) ・戸籍全部事項証明書(コピー可) ※ 離婚の場合は離婚後のもの、かつ、離婚成立日と親権者が記載されているもの
2	ひとり親世帯(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯状況申立書(市指定) ・離婚調停の分かるもの(コピー可) ※ 裁判所からの呼び出し状等
3	保護者やお子さん、同居家族で外国籍の方	<ul style="list-style-type: none"> ・特別永住者証明書または在留カードのコピー(表裏両面) ・資格外活動許可証のコピー
4	0～2歳児(満3歳含む)の住民税非課税世帯の子ども	※ それぞれ父および母(若しくは同居の内縁の夫・妻)並びに同居の祖父母の分について必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> ・4月～8月利用分 前年1月1日時点で市外在住だった方	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の住民税非課税証明書 ※ 前年1月1日に住民票があった市区町村で発行
	<ul style="list-style-type: none"> ・9月～3月利用分 当年1月1日時点で市外在住だった方	<ul style="list-style-type: none"> ・当年の住民税非課税証明書 ※ 当年1月1日に住民票があった市区町村で発行

※ 各書類の様式については、市公式 Web サイトに掲載しています。



(3) 給付を受けるまでの流れ

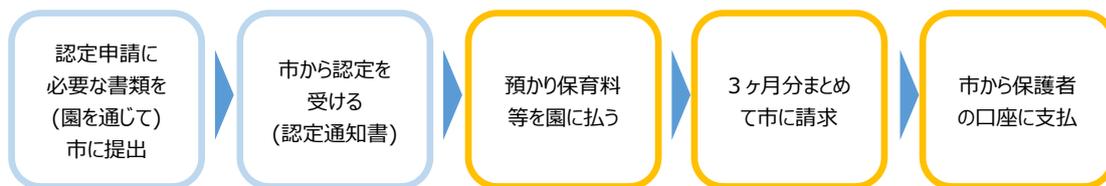
① 教育時間部分の利用料に係る給付について

教育時間部分に係る月々の利用料について、認定を受けている子どもの保護者は、特に手続きは必要ありません。認定を受けていない場合は給付対象外となりますので、認定申請手続きを忘れないようご注意ください。

② 預かり保育料の給付及び補足給付について

【給付の流れ】

預かり保育料の給付及び補足給付は、幼稚園にお支払していただいた後、3ヶ月分まとめて幼稚園経由または直接 市へ申請・請求していただきます。



【提出書類】

※ 様式は、通園先の施設または市公式 Web サイトから入手してください。

※ ②の書類は、利用先の施設が発行するものです。

○ 預かり保育

- ① 市川市施設等利用費請求書（償還払・預かり保育事業用）[様式 15 号の 17(その 2)]
- ② 市川市特定子ども・子育て支援の提供に係る領収額証明書兼提供証明書

○ 補足給付

- ① 市川市特定子ども・子育て支援施設等副食費補足給付事業補助金交付申請書 [様式第 1 号]
- ② 市川市特定子ども・子育て支援施設等副食費補足給付事業補助金実費徴収額証明書 [様式第 2 号]

【提出期限・支払予定日】

(年度スケジュール)

対象年月	提出期限	支払予定日
4 月～6 月分	7 月 20 日頃	9 月下旬
7 月～9 月分	10 月 20 日頃	12 月下旬
10 月～12 月分	1 月 20 日頃	3 月下旬
1 月～3 月分	4 月 8 日頃	5 月下旬

※ 各年度の詳細な日程は、年度当初に各園にご案内します。(市公式 Web サイトにも掲載)

(4) 現況届について

新 2 号・新 3 号の認定を受けた方は、年に 1 度「現況届」の提出が必要です。

現況届提出の際は、就労証明書など、保育の必要性を確認する書類等（9～10 ページ）の添付が必要です。

現況届の提出依頼は、例年 6～7 月頃に実施しています。詳細は、別途ご案内します。

5. こんな時は必ず申請してください

認定決定時から、給付認定に係る状況に変化があった場合は、給付認定変更などの申請・届出が必要です。下の表に定める書類を確認し、給付認定保護者が手続きしてください。

主な変更の内容	提出書類	
市川市外に転出する。 ※在園したまま市外に転出する場合は、転出先の市区町村で無償化の対象となります。必ず園にお知らせするとともに、転出先の自治体の担当課で無償化の手続きを行ってください。	(新制度移行園(施設型給付園)) ・市川市教育・保育給付認定取消届 (新制度未移行園(私学助成園)) ・市川市施設等利用給付認定取消届	
幼稚園を退園する。	(新制度移行園(施設型給付園)) ・市川市教育・保育給付認定取消届 (新制度未移行園(私学助成園)) ・市川市施設等利用給付認定取消届	
新たに預かり保育の利用を希望する。	・保育の必要性を証明する書類 (新制度移行園(施設型給付園)) ・市川市子育てのための施設等利用給付認定申請書[様式第 15 の 5] (新制度未移行園(私学助成園)) ・市川市施設等利用給付認定変更申請書[様式第 15 の 10]	
住所(※市川市内に転居)、氏名の変更、 代表保護者の変更	(新制度移行園(施設型給付園)) ・市川市教育・保育給付認定申請事項変更届[様式第 14 号] (新制度未移行園(私学助成園)) ・市川市施設等利用給付認定申請事項変更届[様式第 15 の 16]	
世帯構成(保護者)に変化があった (離婚・結婚・同居保護者の増減・単身赴任等) ※新 1 号の場合は提出不要	・世帯状況申立書(市指定) ・戸籍全部事項証明書(コピー可)	
新 2 号・新 3 号の 場合のみ	仕事を辞めた(求職中になった) ※退職した日の月末までに変更申請がない場合は、 認定が取り消されます。	・市川市施設等利用給付認定変更申請書[様式第 15 の 10] ・求職活動申告書(市指定)
	産前・産後休暇に入る。	・市川市施設等利用給付認定変更申請書[様式第 15 の 10] ・母子手帳のコピー(表紙および分娩予定日のページ)
	育児休業が終了し、仕事に復帰する	・市川市施設等利用給付認定変更申請書[様式第 15 の 10] ・就労証明書(市指定) (復帰後に作成し、復帰日の翌月末までに早めに提出してください。)
	認定を受けている子ども以外について、育児休 業を取得する	・市川市施設等利用給付認定変更申請書[様式第 15 の 10] ・就労証明書(市指定) (※出産後、育児休業期間が確定しているもの。)
	市民税非課税世帯等ではなくなった。 (満 3 歳児クラスのみ)	(新制度移行園(施設型給付園)) ・市川市施設等利用給付認定取消届 (新制度未移行園(私学助成園)) ・市川市施設等利用給付認定変更申請書[様式第 15 の 10]

※ 各書類の様式については、市公式 Web サイトに掲載しています。

無償化 ダウンロード



6. 特別支援が必要な子について

(1) 発達の相談ができるところ

① こども発達相談室（ぺあ）

発達に心配のあるお子さんとご家族のご相談にのりながら、お子さんの特徴を一緒に確認していきます。たとえば・・・

- ・ 運動発達に関すること
- ・ おちつきがない、こだわりが強い等 行動に関すること
- ・ ことばが遅い、ことばの発音がはっきりしない等 ことばや聞こえに関すること

このようなお子さんの発達について心配なことがあったらお気軽にご相談下さい。専門の職員がご相談にのり、お子さんとご家族が地域で安心して成長できるように支援させていただきます。

相談は予約制ですので、まずはお電話下さい。費用は無料です。

『こども発達相談室（ぺあ）』

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/chi05/1221000001.html>

- 対象 市川市内に在住する方
 - ・ 作業療法士、理学療法士による療育 : 0歳～18歳
 - ・ 心理士、言語聴覚士による療育 : 0歳～就学前まで
- 住所 市川市大洲4丁目18番3号（市川市こども発達センター）
- 電話 047-370-3577 FAX 047-376-1115
- 受付 月～金曜日 9:00～17:00（休館日 土・日曜日、祝日、年末年始）



② 教育相談（予約制の面接相談）

市内在住の3歳以上の幼児、小学生、中学生の保護者を対象に、子育てをする中で生じる様々な悩みに関して、専門的知識を持つ相談員が面接による相談やカウンセリングを行います。

『教育相談』

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/edu17/1111000060.html>

- 対象 市内在住の3歳以上の幼児、小学生、中学生の保護者
 - ・ 教育センター相談室（市川市生涯学習センター3階） 電話 047-320-3336
 - ・ 行徳相談室（行徳支所2階） 電話 047-318-3223
- 受付 火～土曜日 9:00～17:00（休館日 日・月曜日、祝日、年末年始）
※就学相談、きこえ・ことばに関する相談は教育センター相談室で受け付けています。



③ 保健センター（健康支援課）

妊娠・出産から、育児全般に関する相談を承っています。

- 場所
 - ・ 市川市保健センター 市川市南八幡4-18-8 電話 047-377-4511
 - ・ 南行徳保健センター 市川市南行徳1-21-1 電話 047-359-8785
- 受付 月～金曜日 9:00～17:00（休館日 土・日曜日、祝日、年末年始）

(2) ひまわり学級（特別支援学級）について

市立幼稚園（大洲幼稚園・南行徳幼稚園・百合台幼稚園）では、ひまわり学級（特別支援学級）を設置しています。発達や発育に心配あるお子さんも、子どもたちの中で一緒に育ち合っています。ひまわり学級への入級の手続きは、以下の電話番号へご連絡ください。

- 場所 教育センター相談室（市川市生涯学習センター3階）
- 電話 047-320-3336
- 受付 火～土曜日 9:00～17:00（休館日 日・月曜日、祝日、年末年始）

(3) 全般的な入園相談について

幼稚園や保育所等の入園相談については、「子育てナビ」にて受け付けています。
（障がいの有無に関わらず相談も可能です。）

『子育てナビ』とは

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/chi03/1111000105.html>



市川市の子ども・子育て支援法に基づく利用者支援【特定型】窓口です。
幼稚園・保育所等、小学校前のお子様の所属先探しを始める方は、ぜひご利用ください。

近隣の幼稚園、園選びのポイントや手続きの流れ、発達に心配のあるお子さんの入園等お気軽にご相談ください。

保育士・幼稚園教諭の免許を持つ職員が、ご家庭に合う情報をナビゲートします。

- | | | |
|-----|------------------|------------------------------------|
| ○場所 | 第1庁舎2階
行徳支所2階 | 電話 047-711-0135
電話 047-359-1208 |
| ○窓口 | 月曜日～金曜日 | 8:45～17:15 |

(4) その他

市では、ひとり親で育児をされる方、お子さんの発達に心配がある方、障がいのあるお子さんをお持ちの方が、安心して子育てできるよう、様々なサポートを行っています。

以下の子育て応援サイト「いちかわっこWEB」に情報を掲載しています。

各窓口にお気軽にご相談ください。

いろいろな支援 いちかわっこWEB



7. 幼稚園等一覧

※令和4年4月現在の情報です。最新の情報は、各幼稚園等にご確認ください。

(1) 市立幼稚園（2年保育）

	幼稚園名	所在地	電話番号 (市外局番:047)	通園学区（園区）
1	信篤幼稚園	高谷1-8-1	328-2325	田尻2丁目6~8番、同3~4丁目、同5丁目5番、7~25番、高谷1~3丁目、同1287~2023番地、上妙典1336~1622番地、田尻918~1028番地、原木1~2丁目、同1854~2505番地、高谷新町
2	大洲幼稚園	大洲4-3-12	370-3648	市川南1~2丁目、同3丁目14番（11号・16号・21号・23号の市川パークハウス、市川セントラルハイツのみ）、同4~5丁目、新田2丁目20~33番、同3丁目3~6番、11番~12番、17番~27番、同4丁目、大洲1~4丁目、大和田3~5丁目、南八幡4丁目18番（18号・19号のコープ野村のみ）
3	南行徳幼稚園	欠真間1-6-15	358-5333	塩浜3~4丁目、福栄1丁目、同3~4丁目、香取1~2丁目、欠真間1~2丁目、相之川1~4丁目、南行徳1~4丁目、新井1~3丁目、広尾1~2丁目、島尻
4	百合台幼稚園	曾谷6-10-1	373-8937	宮久保1~2丁目、東菅野2丁目13~23番、国分1~3丁目、同4丁目（1~6番を除く全域）、同5丁目、同6丁目（13番、17番~25番を除く全域）、東国分1~3丁目、須和田1丁目24~25番、28番~29番、34番、曾谷1~8丁目、稲越
5	新浜幼稚園	行徳駅前4-5-2	396-2521	押切、湊、湊新田、同1~2丁目、福栄2丁目、行徳駅前1~4丁目、新浜1丁目、入船、千鳥町、日之出、塩浜1~2丁目
6	塩焼幼稚園	塩焼5-9-1	397-3857	末広1~2丁目、本行徳1~38番地、同1133~2554番地、関ヶ島、伊勢宿、本塩、下新宿、河原、妙典1~6丁目、下妙典、富浜1~3丁目、塩焼1~5丁目、加藤新田、宝1~2丁目、幸1~2丁目、高浜町

- ※ 市川市に住民票がない方は申込できません。また、市立幼稚園には園区があります。上記の表をご確認ください。
- ※ 徒歩通園が原則です。車・バイク等での送迎は禁止しています。自転車利用希望の方は入園面接時に直接園にご相談ください。
- ※ 教育時間は、9:00~14:00（水曜日のみ午前保育（9:00~11:30））です。土日・祝日はお休みです。長期休み（夏休み・冬休み・春休み）があります。
- ※ 預かり保育（延長保育）は実施していません。
- ※ 給食はありません。ご家庭からお弁当を持参していただきます。
- ※ 利用料はかかりません。

(2) 私立幼稚園（3年保育）

(新) … 子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園（施設型給付園）

★ … 幼稚園型認定こども園

	幼稚園名	所在地	電話番号 (市外局番:047)	通園 バス	給食	未就園 保育	預かり保育※
1	大町不二幼稚園	大町 103	337-8337	○	○		○ 保育前 8:00～、保育後～18:30
2	浄光寺幼稚園	大野町 3-1917	337-8413	○	○	○	◎ 保育前 7:30～、保育後～18:00
3	国府台文化幼稚園（新）	中国分 3-6-24	372-7005	○	○		○ 保育前 8:00～、保育後～17:00
4	アンデルセン幼稚園	堀之内 1-9-17	374-1751	○	○	○	○ 保育前 8:00～、保育後～17:00
5	国分幼稚園	曾谷 5-32-18	373-1481			○	◎ 保育前 8:00～、保育後～17:30
6	真間山幼稚園（新）	真間 4-9-1	371-7251	○	○		◎ 保育前 7:30～、保育後～18:30
7	いなほ幼稚園	国分 3-4-12	373-2201		○	○	○ 保育前 8:00～、保育後～18:00
8	三愛幼稚園	東国分 1-20-12	373-7272	○	○	○	◎ 保育前 8:00～、保育後～18:00
9	曾谷幼稚園（新）	曾谷 1-4-1	371-5440	○	○	○	○ 保育前 7:30～、保育後～17:30
10	宮久保幼稚園 ★	宮久保 6-7-2	371-7320	○	○	○	◎ 保育前 7:30～、保育後～18:30
11	昭和学院幼稚園	宮久保 1-3-8	374-8300		○	○	◎ 保育前 7:30～、保育後～18:30
12	市川学園第2幼稚園（新）	東菅野 4-13-1	339-1531		○	○	◎ 保育前 7:30～、保育後～18:00
13	富貴島幼稚園（新）	八幡 6-12-12	334-4860		○	○	◎ 保育前 8:00～、保育後～18:00
14	築葉根幼稚園	北方町 4-2171	338-4800	○	○	○	○ 保育前 7:50～、保育後～18:30
15	わかたけ幼稚園（新）	北方町 4-1798	338-1661	○	○	○	○ 保育前 8:00～、保育後～17:00
16	若宮幼稚園	若宮 3-53-4	339-2057	○	○	○	○ 保育前 8:00～、保育後～17:30
17	みどり幼稚園（新）	中山 3-10-4	334-1224		○	○	◎ 保育前 7:30～、保育後～18:00
18	自然幼稚園（新）	市川 1-24-21	322-4095		○	○	◎ 保育前 7:30～、保育後～18:30
19	日出学園幼稚園	菅野 2-21-12	322-4012		○	○	○ 保育前 8:00～、保育後～18:00
20	共立幼稚園	新田 4-15-27	377-0851	○	○	○	◎ 保育前 8:00～、保育後～18:00
21	市川聖マリヤ幼稚園（新）	八幡 3-19-12	323-5371		○	○	○ 保育前 8:00～、保育後～17:00
22	つくし幼稚園	大和田 3-3-3	376-5922	○	○	○	◎ 保育前 7:30～、保育後～18:00
23	市川学園幼稚園（新）	八幡 5-1-10	334-4770		○	○	◎ 保育前 7:30～、保育後～18:00
24	白菊幼稚園 ★	南八幡 3-15-1	378-2160		○	○	○ 保育前 7:30～、保育後～18:30
25	ソフィア幼稚園	稲荷木 3-22-5	379-1015	○		○	○ 保育後～17:00
26	原木幼稚園	原木 1-8-1	327-1291			○	◎ 保育前 8:00～、保育後～18:00
27	東浜幼稚園	行徳駅前 3-12-14	396-5321			○	○ 保育後～17:00
28	和光幼稚園	相之川 2-12-28	316-1455				○ 保育後～16:00
29	塩浜幼稚園（新）	塩浜 4-2-28-101	399-2578	○		○	◎ 保育前 8:00～、保育後～17:30

(3) 幼保連携型認定こども園（1号認定：3年保育）

※ 保育所部分の利用（2号・3号）については、こども施設入園課（入園グループ：047-711-1785）にご相談ください。

	幼稚園名	所在地	電話番号 (市外局番:047)	通園 バス	給食	未就園 保育	預かり保育※
1	須和田幼稚園	須和田 1-20-3	371-5457	○	○	○	◎ 保育前 8:00～、保育後～18:00
2	アイリス幼稚園	北方 2-29-9	335-5530		○	○	◎ 保育前 8:00～、保育後～17:30
3	鬼高幼稚園	鬼高 3-14-18	370-6583	○	○	○	○ 保育後～17:00

※ 預かり保育について

◎：就労支援型の預かり保育を実施している幼稚園です。月～金曜日の8:00から17:30および、長期休み時（夏季・冬季・春季）も実施しています。園によりさらに長時間の預かりを実施している場合もあります。

○：リフレッシュ型の預かり保育を実施している幼稚園です。就労支援型よりも時間が短かったり、長期休み時は預かり保育を実施していない場合があります。詳細については各幼稚園にお問い合わせください。

※ 未就園保育（いわゆるプレ保育・体験入園）について

実施内容、実施頻度、費用等は各園によって異なります。詳細は、各園にご確認ください。

MAP

私立幼稚園

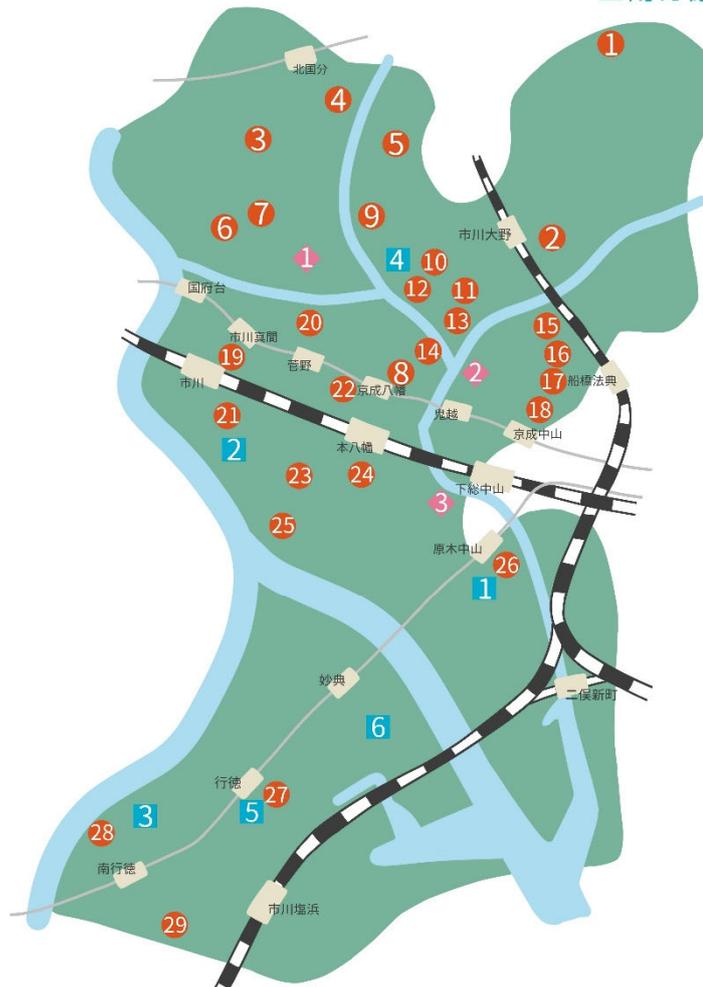
- ① 大町不二
- ② 浄光寺
- ③ 国府台文化
- ④ アンデルセン
- ⑤ 国分
- ⑥ 真間山
- ⑦ いなほ
- ⑧ 市川学園
- ⑨ 三愛
- ⑩ 曾谷
- ⑪ 宮久保
- ⑫ 昭和学院
- ⑬ 市川学園第2
- ⑭ 富貴島
- ⑮ 築葉根
- ⑯ わかたけ
- ⑰ 若宮
- ⑱ みどり
- ⑲ 自然
- ⑳ 日出学園
- ㉑ 共立
- ㉒ 市川聖マリヤ
- ㉓ つくし
- ㉔ 白菊
- ㉕ ソフィア
- ㉖ 原木
- ㉗ 東浜
- ㉘ 和光
- ㉙ 塩浜

幼保連携型認定こども園

- ① 須和田
- ② アイリス
- ③ 鬼高

公立幼稚園

- ① 信篤
- ② 大洲
- ③ 南行徳
- ④ 百合台
- ⑤ 新浜
- ⑥ 塩焼



8. 問い合わせ先

- 無償化の手続き、書類の書き方に関することは、以下の専用ダイヤルへ

※耳が不自由な方は、FAX もご利用いただけます。

[電話] : 047-329-2160 [FAX] : 047-711-1840

受付時間 : 9:00 から 17:00 まで (月~金 (祝日・年末年始除く))

- その他の問い合わせは、こども施設入園課へ

〒272-8501 市川市八幡 1-1-1 市川市 こども政策部 こども施設入園課

- ・ 保育所・幼稚園の入園に関すること : (入園グループ) … 047-711-1785
- ・ 認可外保育施設・幼稚園に関すること : (事業管理グループ) … 047-704-0255
- ・ その他全般的な相談 : (子育てナビ [第1庁舎]) … 047-711-0135
(子育てナビ [行徳支所]) … 047-359-1208

